

役員等に支給する報酬等の額

社会福祉法人心和会

1 対象期間 令和元年6月28日から令和3年度定時評議員会の終結の時まで

2 報酬等の年間支給見込額

区 分	対象者数	報酬等支給見込額	退職金
1 評議員（規定第3条関係）	4人	無報酬	不支給
2 役員報酬を支給する常勤役員（規定第4条関係）	なし	0円	不支給
3 業務に応じた役員報酬を支給する非常勤役員 （規定第5条関係）	6人	290,000円	不支給
4 職員給与を支給する役員（規定第6条関係）	2人	11,000,000円	中小企業退職金共済制度の定めるところによる。 （理事長は不支給）

規定とは、「社会福祉法人心和会役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程」である。